平成 28 年度

自己点検シート

居宅療養管理指導,介護予防居宅療養管理指導

(平成28年4月版)

| <u> 事業所番号: 33</u> | | | | |
|-------------------|---|-----|----|---|
| 事業所名: | | | | |
| 点検年月日:平成 | 年 | 月 | 目(|) |
| 点検担当者: | ľ | , , | | |

<根拠·確認事項欄:省略標記一覧>

【条例】

- ■施設条例 介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例 (平成24年岡山県条例第64号)
- ■**居宅条例** 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例 (平成24年岡山県条例第62号)
- ■予防条例 介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例 (平成24年岡山県条例第65号)

【省令】

- **□施設省令** 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)
- **口居宅省令** 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)
- **口予防省令** 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)

【条例解釈通知】

- ◆施設条例解釈通知 介護保険法に基づき条例で規定された介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに 運営の基準について(平成25年1月15日付け長寿第1870号)
- ◆居宅等条例解釈通知 介護保険法に基づき条例で規定された指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の基準等について(平成25年1月15日付け長寿第1868号)

【省令解釈通知】

- **◇施設省令解釈通知** 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について (平成12年3月17日付け老企第44号)
- ◆居宅等省令解釈通知 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について (平成11年9月17日付け老企第25号)

【文献:(発行:社会保険研究所)】

「青」 介護報酬の解釈1 単位数表編《平成27年4月版》

「赤」 介護報酬の解釈 2 指定基準編《平成 2 7 年 4 月版》

「**縁**」 介護報酬の解釈3 QA・法令編《平成27年4月版》

| | 確 | 認 | 事 | 項 | | | 適 | 否 | 根拠・介護報酬の解釈参照頁・確認書類 |
|---|--|---|--|--|---|--|------------------|---|--|
| 第1 基本方針 | | | | | | | 1 1 1 1 | | 【赤P115,P914】 |
| ・事業運営の方鈕 | 計は、次 | の基本方 | 針に沿って | たものと | こなっている | か。 | 適 | 否 | ・定款、寄附行為等 |
| いては、そのないでは、では、では、では、では、できまれて、できまでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、 | 対立市のは里)を立の暑お市旨呆が看到てを用し、を准指)訪ら療宅い、導健行護用い行者た看行看導又問を養療て薬に師う師者るうが日護う護にはし踏生養〔剤相、介及に環こ | 可常職保師相管でま活管目師当看護び対境と能生員健を当理、えの理立、す護予准し等にな活(師いす栄そて質指し看る師防看てをよ限を歯、うる養の療の導「護も又居謁、把り | り営科看。)も士心養向の日職のは宅師そ握、そむ衛護、のが身上上事貴のを獲をのし利のこ生師歯を、ののを業生(行看養含居、用居と士及科行通状管図は活歯う護管む宅そ者 | 老ががび衛う完況理る、二科保師理。をれのにで行准生保が、及」そ営衛健を指)訪ら心おきう看士健困置び のと生師い導又問を身はる原言 館糞は、私ここ、ごりにしぬ材 | る居獲(所進い旨)川とは、これで、、大きの間では、これで、大きのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、 | す、指保がび対境と なこ予准生のが身上る歯導健行准し等に 限う防看士を、のの | | | |
| ・運営規程、パン規則等に反した内 | | | | 説明す | る文書は、法 | 令、 | 適 | 否 | ・運営規程・パンフレット等 |
| 第2 人員に関す | る基準 | | | | | | ; ; ; | | 【赤P115,P914】 |
| た適当数 (薬局) 薬剤師 (指定訪問看護) | 放所科グ集会会会 スカース 大学 一巻 大学 できまる アイカン でいます アイカン でんしょう かんしょう はんしょう かんしょう はんしょう はんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう かんしょう かんしょう はんしょう はんしょく はんしん はんしょく はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんし | 歯科衛生 導に管理 は管子 か が 等 行 健 等 う が ほ で り が ほ の り の り の り の り の り の り り り り り り り り | 士(歯科 するもの 栄養士 i)居宅療 指定(介 | を行う(4 養管理! 護予防) | R健師、看護師 音導の内容に加 居宅療養管理 | 師及じ埋指 | 適 | 否 | 【居宅 条例第91条】 【介護予防条例第89条】 ・勤務体制一覧表 ・出勤簿(タイムカード) ・給与台帳 ・資格証 |

| 確 認 事 項 | 適 | 否 | 根拠・介護報酬の解釈参照頁・確認書類 |
|--|---|---|---|
| 第3 設備に関する基準 | | | 【赤P116,P915】 |
| 設備及び備品等 (1) 事業所は、病院、診療所、薬局又は指定訪問看護ステーション 等であるか。 | 適 | 否 | 【居宅 条例第92条】 【介護予防条例第90条】 |
| (2) 事業の運営に必要な広さを有しているか。 | 適 | 否 | |
| (3) 必要な設備及び備品等を備えているか。 | 適 | 否 | |
| 第4 運営に関する基準 | | | 【赤P117,P915】 |
| 1 内容及び手続の説明及び同意 (1) 重要事項を記した文書を交付して、説明を行っているか。 | 適 | 否 | 【居宅 条例第 9条】 【介護予防条例第51条の2】 【県解釈通知(居宅)】 |
| (2) 重要事項を記した文書に不適切な事項や漏れはないか。 重要事項最低必要項目 ①運営規程の概要 ②従業者の勤務体制 ③事故発生時の対応 ④苦情処理の体制 | 適 | 否 | 第二-1-(1) 第二-5-(4)で準用 【県解釈通知(介護予防)】 第三-1-(1) 第三-5-(4)で準用 ・重要事項説明書 |
| (3) 当該同意は書面によって確認されているか。 | 適 | 否 | ・同意に関する書類 |
| 2 提供拒否の禁止 事例の有・無 ・ 正当な理由なくサービスの提供を拒んでいないか。 (提供を拒否したことがある場合は、どのような事例か。) 正当な理由の例(通知) | 適 | 否 | 【居宅 条例第10条】 【介護予防条例第51条の3】 ・利用申込受付簿 ・要介護度の分布がわ かる資料 |
| 3 サービス提供困難時の対応 事例の有・無 ・ 居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の事業者等を紹介する 等の必要な措置を速やかに行っているか。 | 適 | 否 | 【居宅 条例第11条】 【介護予防条例第51条の4】 |
| 4 受給資格等の確認 (1) サービス提供を求められた場合、次の要件を被保険者証によって確認しているか。 ①被保険者資格 ②要介護(支援)認定の有無 ③要介護(支援)認定の有効期間 | 適 | 否 | 【居宅 条例第12条】 【介護予防条例第51条の5】 ・サービス提供票 ・個人記録 |
| (2) 確認した後は、利用者へ被保険者証を返却しているか。 (事業者が被保険者証を取り込んでいないか。) | 適 | 否 | |
| (3) 認定審査会意見が記載されている場合は、それに配慮したサービスを提供するよう努めているか。 事例の有・無 | 適 | 否 | |

| 確 認 事 項 | 適 | 否 | 根拠・介護報酬の解釈参照頁・確認書類 |
|--|---|---|---|
| 5 要介護認定等の申請に係る援助 (1) 利用申込者が要介護認定等を受けていない場合は、説明を行い、 必要な援助を行っているか。 (必要な援助とは、既に申請が行われているかどうか確認し、 申請をしていない場合は、利用申込者の意向を踏まえて申請 を促すこと。 | 適 | 否 | 【居宅 条例第13条】 【介護予防条例第51条の6】 |
| (2) 要介護認定の有効期間が原則として6か月ごとに終了し、継続して保険給付を受ける為には更新の必要があること、また更新の申請は、有効期間の終了する60日前から遅くとも30日前にはなされるよう必要に応じて援助を行っているか。 *居宅介護支援が利用者に対し行われていない場合。 | 適 | 否 | |
| 6 心身の状況等の把握 ・サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、 服薬歴、その置かれている環境、 他の保健医療サービス又は福祉 サービスの利用状況等の把握に努めているか。 | 適 | 否 | 【居宅 条例第14条】 【介護予防条例第51条の7】 ・サービス担当者会議 の要点の記録 |
| 7 居宅介護支援事業者等との連携 (1) サービスの提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健 医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図 っているか。 | 適 | 否 | 【居宅 条例第69条】 【介護予防条例第69条】 |
| (2) サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者に対する情報提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図っているか。 | 適 | 否 | |
| 8 居宅(介護予防)サービス計画に沿ったサービスの提供 ・居宅(介護予防)サービス計画に沿った指定(介護予防)居宅 療養管理指導を提供しているか。 | 適 | 否 | 【居宅 条例第17条】 【介護予防条例第51条の10】 ・居宅(介護予防)サー ビス計画書 |
| 9 身分を証する書類の携行 (1) 従業者に身分を明らかにする書類を携行させ、利用者又はその 家族から求められたときは、これを提示するよう指導しているか。 | 適 | 否 | 【居宅 条例第19条】 【介護予防条例第51条の12】 ・身分を証する書類 |
| (2) 証書等に、事業所の名称、従業者の氏名が記載されているか。 (従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。) | 適 | 否 | (事業者が発行した証書、 名札等) |
| 10 サービスの提供の記録 (1) サービスを提供した際には、サービスの提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況、保険給付の額その他必要な事項を利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しているか。 | 適 | 否 | 【居宅 条例第20条】 【介護予防条例第 <mark>51</mark> 条の13】 ・サービス提供票 |
| (2) 利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法(利用者の用意する手帳等に記載する等)により、その情報を利用者に対して提供しているか。 | | 否 | |

| | 確 | 認 | 事 | | 項 | | | | 適 | 否 | 根拠・介護報酬の解釈参照頁・確認書類 |
|--|----------------|---------------|------|----------|----|------|------|----|---|---|---|
| 11 利用料等の 〔法定代理受領 ・ 1割又は2 | サービス | | | | か。 | | | | 適 | 否 | 【居宅 条例第93条】 【介護予防条例第91条】 ・領収証控 |
| 〔法定代理受領 (1)10割相当額 | | | | 合〕 | | | | | 適 | 否 | |
| (2) 基準額との | 間に不合 | 理な差額 | 預が生じ | てい | ない | っか。 | | | 適 | 否 | |
| 〔その他の費用 (1) 通常の事業 供を行った場 る場合は、運 | の実施地 合に要し | 域以外の た交通 | の地域の | 居宅 支払 | を利 | 1月者 | から受け | | 適 | 否 | ・運営規程 |
| (2) (1)の支払る らかじめ利用 るか。 | | | | | | | | | 適 | 否 | ・重要事項説明書 ・同意書 |
| (3) 課税の対象 *通常の事 れる。 | | | | | - | ての交通 | 通費は課 | 税さ | 適 | 否 | ・領収証控 【青 P 4 2】 |
| (4) 要した費用 | の支払を | 受けた関 | 祭、領収 | 証を | 交付 | すしてい | いるか。 | | 適 | 否 | 【介護保険法第41条 第8項】 |
| (5) 領収証につ 象外のサービ 載しているか | ス部分(個 | | | | | | | | 適 | 否 | 【介護保険法施行規則 第65条】 |
| 12 保険給付の 〔法定代理受領 ・ サービスの 用者に交付し | サービス 内容、費 | に該当 i 用の額領 | しないサ | — Ľ | _ | | | - | 適 | 否 | 【居宅 条例第22条】 【介護予防条例第52条の2】 |
| 13 指定(介護 (1) 利用者の要 護予防に資す | 介護状態 | の軽減 | 又は悪化 | の防 | 近、 | 又は、 | 利用者 | の介 | 適 | 否 | 【居宅 条例第94条】 【介護予防条例第95条】 【県解釈通知(居宅)】 第二-1-(2) |
| | | | | | | | | | 適 | 否 | 第二-5-(1)で参照 【県解釈通知(介護予防)】 第三-1-(4) 第三-5-(2)で参照 |
| (2) 提供するF を図っている | らか 。 | | | | | | | | | | ・評価を実施した記録 |
| に評価を行 | | るか。 | | | | | | | 適 | 否 | |
| カュ。 | 吉果を踏` い証価に『 | | | | | | | | 適 | 否 | |
| ・ 自ら行う ケート等を | | | | | | | | | 適 | 否 | |

| | 確 | 認 | 事 | 項 | | | 適 | 否 | 根拠・介護報酬の解釈参照頁・確認書類 |
|---|--------------------------------------|------------------------------|-------------------------------|------------------------------|-------------------------------------|-------------------|---|---|---|
| 14 指定(介護予認知症、障害等な契約手続等を行る場合は、地域を利用者又は家族に見制度を活用する | 等により テうため 包括支援 こ紹介す | 判断能に成年をセンターの等関 | 力が不十 後見制度 一や市町 係機関と | 分な利用 の活用な 村担当記 連携し、 | 用者に対し、 が必要と認め 果等の相談窓 利用者が成 |)られ | 適 | 否 | 【居宅 条例第95条】 【介護予防条例第96条】 【県解釈通知(居宅)】 第二-1-(3) 第二-5-(2)で参照 【県解釈通知(介護予防)】 第三-1-(5) 第三-5-(3)で参照 |
| [医師又は歯科医 (1) サービスの提 病状及び心身の は歯科医学的管 宅サービス計画 の家族に、居宅 ついての指導、 | 是供に当 り状況を 対理に基 可の作成 にサービ | たっては 把握し、 づに必要 スの利用 | 計画的が 居宅介護 医な情報提 に関する | ンの継続 護支援事 是供、並 | 的な医学的管 業者等に対す びに利用者又 | 管理又 一る居 てはそ | 適 | 否 | ・指定(介護予防)居 宅療養管理指導記録書 |
| (2) 居宅介護支援 参加することに は、原則として | より行 | われてい | るか。ま | た、参 | 加が困難な場 | | 適 | 否 | |
| (3) 利用者又はそ 療養上必要な事 を行っているか るよう努めてV | 事項等に 。また、 | ついて、 | 理解しく | きすいよ | うに指導又に | は助言 | 適 | 否 | |
| (4) 提供したサー | -ビスの | 内容につ | いて、記 | 診療録に | 記録している | らか。 | 適 | 否 | |
| [薬剤師、歯科衛: (1) サービスの携 の薬剤師の場合 が策定した薬学 維持回復を図り 当適切に行って | 是供に当 は、医 は、医 と的管理 は、居宅 | たっては 師又は雄 指導計画 こおける | t、医師プ 対経師の で基づいた。 | スは歯科I O指示に づき、利 | 基づき当該薬 用者の心身機 | 逐剤師 後能の | 適 | 否 | |
| (2) 利用者又はそ しやすいように | | | | | 項について、 | 理解 | 適 | 否 | |
| (3) 常に利用者 <i>の</i> いるか。 |)病状等(| の把握に | 上努め、通 | 適切なサ [、] | ービスを提供 | もして | 適 | 否 | |
| (4) 提供したサー 医師又は歯科医 | | | • | やかに彰 | 療記録を作 | 成し、 | 適 | 否 | |
| [看護職員が行う: (1) サービスの抗 居宅サービス計 る療養上の相談 | 是供に当た 計画の作用 | 式等に必 | 必要な情報 | 设提供並 | | | 適 | 否 | |
| (2) 利用者又はそ しやすいように | | | | | 項について、 | 理解 | 適 | 否 | |

| 確 認 事 項 | 適 | 否 | 根拠・介護報酬の解釈参照頁・確認書類 |
|--|---|---|---|
| (3) 提供したサービスの内容について、速やかに記録を作成し、医 師又は居宅介護支援事業者等に報告しているか。 | 適 | 否 | |
| 15 利用者に関する市町村への通知 事例の有・無利用者が、次の各号のいずれかに該当する場合、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村へ通知しているか。 ① 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。 ② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき。 | 適 | 否 | 【居宅 条例第27条】 【介護予防条例第52条の3】 ・市町村に送付した通 知に係る記録 |
| 16 管理者の責務 (1) 管理者は、当該事業所の従業者の管理、利用申込に係る調整、 業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 | 適 | 否 | 【居宅 条例第56条】 【介護予防条例第54条】 ・組織図 ・業務日誌 |
| (2) 管理者は、従業者に「運営に関する基準」を遵守させるために 必要な指揮命令を行っているか。 | 適 | 否 | 21.525 |
| 17 運営規程 ・ 次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。また、実際に行っているサービスの内容と合致しているか。 | 適 | 否 | 【居宅 条例第96条】 【介護予防条例第92条】 ・運営規程 |
| ①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数及び職務の内容 ③営業日及び営業時間 ④指定(介護予防)居宅療養管理指導の種類及び利用料その他 の費用の額 ⑤その他運営に関する重要事項 | | | |
| | | | |
| 18 勤務体制の確保等 (1) 原則として月ごとの勤務表を作成しているか。 また、従業者について、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にしているか。 | 適 | 否 | 【居宅 条例第32条】 【介護予防条例第55条の2】 【県解釈通知(居宅)】 第二-1-(4) 第二-5-(4)で準用 |
| (2) 当該事業所の従業者によってサービスの提供が行われているか。 | 適 | 否 | ポー (4) (年) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4 |
| (3) 従業者のうち医師、歯科医師、看護師等は、労働者派遣法に規 定する派遣労働者ではないか。 *派遣労働者(紹介予定派遣を除く。)は禁止されている。 | 適 | 否 | • 勤務体制一覧表 |
| 事例の有・無 (4) 従業者の資質の向上のために、研修機関が実施する研修や事業 所内の研修に参加させているか。 | 適 | 否 | ・研修計画 ・研修会資料 |
| (5) (4)の研修は高齢者の人権擁護や虐待防止等、「高齢者虐待防止法」の趣旨及び内容を踏まえたものであるか。 | 適 | 否 | |

| 確 認 事 項 | | 適 | 否 | 根拠・介護報酬の解釈参照頁・確認書類 |
|--|------|-----------------------|----|--|
| 19 衛生管理等 (1) 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理 ているか。(衛生教育等) | 里を行っ | 適 | 否 | 【居宅 条例第33条】 【介護予防条例第55条の3】 ・衛生マニュアル |
| (2) 従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染から守るため、感染を予防するための備品を備えるなどの講じているか。(使い捨て手袋、手指洗浄設備等) | | 適 | 否 | ・健康診断の記録 |
| (3) 設備や備品について、衛生的な管理に努めているか。 (設備の清掃、消毒、備品の保管方法、保管状態) | | 適 | 否 | |
| 20 掲 示 (1) 重要事項の掲示方法は適切か。(場所、文字の大きさ等) |) | 適 | 否 | 【居宅 条例第34条】 【介護予防条例第55条の4】 ・平面図 |
| (2) 重要事項はすべて掲示されているか。 ①運営規程の概要 ②従業者の勤務体制 | | 適 | 否 | |
| ③苦情に対する措置の概要 ④利用料その他の利用申込者のサービスの選択に資する られる重要事項 | うと認め | | | |
| (3) 掲示事項の内容、実際に行っているサービス内容、届ける内容が一致しているか。 | け出てい | 適 | 否 | |
| 21 秘密保持等 (1) 利用者の個人記録の保管方法は適切か。 | | 適 | 否 | 【居宅 条例第35条】 【介護予防条例第 <mark>55条の5</mark> 】 |
| (2) 従業者が業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏 とがないよう、必要な措置を講じているか。(就業規則に む等の雇用時の取り決め、違約金についての定めを置く等 | -盛り込 | 適 | 否 | ・就業時の取り決め等 の記録(就業規則) |
| (3) サービス担当者会議など部外で個人情報を用いる場合は 者又はその家族に適切な説明(利用の目的、利用される範 され、文書による同意を得ているか。 | | 適 | 否 | ・同意書 |
| (4) 同意内容以外の事項まで情報提供していないか。 | | 適 | 否 | |
| 22 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 ・ 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対 定の事業者によるサービスを利用させることの対償として その他の財産上の利益を供与していないか。 | | 適 | 否 | 【居宅 条例第37条】 【介護予防条例第55条の7】 |
| 23 苦情処理 (1) 苦情を受け付けるための相談窓口があるか。 また、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明 書に苦情に対する措置の概要を記載するとともに、事業所 してあるか。 | | 適 | 否否 | 【居宅 条例第38条】 【介護予防条例第55条の8】 ・苦情に関する記録 ・苦情処理マニュアル |
| | | , , , , , | | |

| 確 認 事 項 | 適 | 否 | 根拠・介護報酬の解釈参照頁・確認書類 |
|---|----|----------------------------|--|
| (2) 苦情を受け付けた場合、受付日、内容等を記録しているか。 また、記録は5年間保存しているか。(通知) 事例の有・無 | 適適 | 否否 | ・苦情に関する記録 |
| (3) 苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら 行っているか。 | 適 | 否 | |
| (4) 市町村が行う調査に協力し、指導及び助言を受けた場合に改善 を行っているか。 | 適 | 否 | |
| (5) 市町村からの求めがあった場合、改善内容を市町村に報告しているか。 | 適 | 否 | |
| (6) 国民健康保険団体連合会が行う調査に協力し、指導及び助言を 受けた場合に改善を行っているか。 | 適 | 否 | |
| (7) 国民健康保険団体連合会からの求めに応じ、改善内容を国民健 康保険団体連合会に報告しているか。 | 適 | 否 | |
| 24 地域との連携 (1) 利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及 び援助を行う事業(介護相談員派遣事業)を積極的に受け入れ る等、市町村との密接な連携に努めているか。 | 適 | 否 | 【居宅 条例第39条】 【介護予防条例第 <mark>55条の9</mark> 】 |
| (2) 市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業にも協力するよう努めているか。 | 適 | 否 | |
| 25 事故発生時の対応 (1) 事故発生時の連絡体制(市町村、利用者の家族、居宅介護支援 事業者等)が整えられているか。 | 適 | 否 | 【居宅 条例第40条】 【介護予防条例第55条の10】 ・連絡体制表 |
| (2) 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。 事例の有・無 | 適 | 否 | ・事故記録 |
| ・5年間保存しているか。(通知) ・県の指針に基づき、県(所管県民局)へ報告しているか。 | 適適 | 否 否 | |
| (3) 賠償すべき事態が生じた場合、速やかに損害賠償を行っているか。 | 適 | 否 | |
| (損害賠償保険への加入又は賠償資力を有することが望ましい。) | | ! | |
| (4) 事故が生じた場合は、その原因を解明し、再発防止策を講じているか。 | 適 | 否 | |
| 26 会計の区分 ・ 指定(介護予防) 居宅療養管理指導の事業所ごとに経理を区分 するとともに、居宅療養管理指導の事業の会計と、その他の事業 の会計を区分しているか。 | 適 | 否 | 【居宅 条例第41条】 【介護予防条例第55条の11】 ・会計関係書類 |
| | | 1 1 1 1 1 1 | |

| 確 認 事 項 | 適 | 否 | 根拠・介護報酬の解釈参照頁・確認書類 |
|--|------|------|---|
| 27 記録の整備 (1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 (2) 利用者に対するサービス提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存しているか。 〔諸記録〕 ①提供した具体的なサービスの内容等の記録 (診療録、医師又は歯科医師の指示に基づく薬剤管理指導計画及び診療記録を含む) ②市町村への通知に係る記録 ③苦情の内容等の記録 | 適適 | 否 | 【居宅 条例第97条】 【介護予防条例第93条】 【県解釈通知(居宅)】 第二-1-(5) 第二-5-(3)で参照 【県解釈通知(介護予防)】 第三-1-(3) 第三-5-(1)で参照 |
| ④事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録 第5 変更の届出等 変更の届出が必要な事項については、適切に届出されているか。 事業所の専用区画は届け出ている区画と一致しているか。 管理者は届け出ている者と一致しているか。 運営規程は届け出ているものと一致しているか。 | 適 | 否 | 【介護保険法第75条】 |
| 第6 介護給付費の算定及び取扱い 基本的事項 | | | 【青P148】 |
| (1) 指定(介護予防) 居宅療養管理指導費に係る所定の単位数表により算定しているか。 | 適 | 否 | ・介護給付費請求書、 明細書 |
| (2) 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。 | 適 | 否 | ・介護給付費請求書、 明細書 |
| | | | |